

防衛医科大学校病院規則第4号

防衛医科大学校病院手術部運営委員会規則を次のように定める。

昭和55年2月20日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院手術部運営委員会規則

改正 昭和55年 6月24日規則第9号
昭和57年 4月20日規則第2号
平成14年 2月27日規則第1号
平成16年 2月27日規則第5号
平成23年 4月 1日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院手術部（以下「手術部」という。）の適正な運営を図るための手術部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員22名をもって構成する。

2 委員長は、手術部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 病院長の指名する者 20名

(2) 手術部副部長

(3) 手術部看護師長

4 前項第1号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 手術部の予算に関すること。

(2) 手術部の運営に関すること。

(3) その他手術部に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、手術部において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定

める。

附 則

この規則は、昭和55年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。